

入札監理小委員会における審議の結果報告

消費動向調査

内閣府所管の消費動向調査に係る業務については、平成22年4月から1年間、23年4月から1年間の契約期間として、それぞれ民間競争入札による事業を実施。契約期間終了後の平成24年4月からの業務については、5年間の複数年契約により民間競争入札を実施する旨、公共サービス改革基本方針（別表）に定められている（3期目）。

これに基づいて内閣府から提出された実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

○ 確保されるべき質について（実施要項10頁）

【論点】

回収率については、調査結果の精度を確保するための必要な目標であることから、目標の実現を求めることを明確にすることが必要ではないか。

また、目標を下回る見込みとなった場合に講じる対応策については、その内容を明記することが必要ではないか。

【対応】

目標回収率以上となるよう「努める」という表記から、回収率を「達成すること」と修正した。

また、目標を下回る見込みとなった場合の対応策については、督促や代替サンプルの補充等、回収率の向上に係る対応策を明記した。

○ 情報開示について（実施要項26、27頁）

【論点】

新たに追加する郵送調査については、民間事業者が業務量等を把握できるよう、平成21年度に実施した試験調査の内容をより詳細に開示できないか。

【対応】

平成21年度に実施した試験調査の結果から、督促の実施数等の詳細を記載するとともに、調査票の日別の回収状況を追加し、新たに追加する郵送調査に係る情報を充実した。

○ その他

本業務は、平成 24 年度は並行して、25 年度から 28 年度はすべて、郵送により調査を行うこととしていたところ。しかし、平成 25 年度以降の調査世帯数の設定には、24 年度の郵送調査（並行調査）による調査票の回収率や調査精度等の更なる検証が必要であり、現段階で確定することが困難なことから、業務期間を「平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで」の 1 年間に変更することとした。なお、郵送調査による調査世帯数が確定する平成 25 年度からの業務については、業務期間を複数年として検討することを確認した。

以上